

ベトナム法制度整備支援（SPC） 第74回本邦研修

国際協力部教官

樋口 瑠 惟

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）ベトナム法制度整備支援プロジェクトの最高人民裁判所（以下「SPC」という。）関係の活動に関し、令和7年4月13日（日）から同月22日（火）まで（移動日を含む。）、ベトナムの裁判官等10名を研修参加者として日本に招き、ベトナム法制度整備支援第74回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的

1 ベトナムでは、現在、令和3年1月から令和7年12月までの計画でJICAにより「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」（以下「現行プロジェクト」という。）が実施されている。現行プロジェクトにおいては、各カウンターパートが、毎年度、日本側専門家の協力の下で最優先課題を特定し、当該最優先課題について現地セミナーや本邦研修等を実施するという活動を実施している¹。そして、ベトナム最高人民裁判所における現在の最優先課題は、判例制度及び調停制度の適切な運用であり、これらは昨年度より前からの継続課題でもある²。

(1) 判例制度につき、ベトナムにおいては、平成27年12月に「判例の選定、公布、適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」³が発出されており、同議決によって、確定判決等の中から標準性を有するなどの基準を満たす判決等を選定し、これらを最高人民裁判所長官が「判例」として「公布」という、ベトナム独自の判例制度が実施されている。そして、同議決は、裁判官に対し、判例を研究し、「同様の法的状況を有する諸事件は同様に解決されるよう保証」することを求めている。しかしながら、下級審においては、裁判官が、自身の担当する事件について判例と「同様の法的状況」を有するか否かを適切に判断できず、実務に混乱が生じているほか、判例をどのように引用ないし適用すべきか、運用が定まっていない状況にあるなどの課題がある。そのため、ベトナム側から、判例制度の適切な

¹ 現行プロジェクトの概要につき、横幕孝介「ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要と現況」ICD NEWS第91号（2022年6月号）11頁以下を参照されたい。

² 同様の最優先課題について対処した一昨年度（前回）の本邦研修につき、原彰一「2023年度ベトナム（最高人民裁判所）現地セミナー及び本邦研修」ICD NEWS第99号（2024年7月号）148頁以下を参照されたい。

³ 「判例の選定、公布、適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」（2019年改正後のもの）につき、JICAベトナム六法掲載の日本語訳（https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001jlwzj-att/legal_63.pdf）を参照されたい。

運用に向けて日本側の知見を学びたい旨の求めがあり、現行プロジェクトの継続課題として扱われてきている⁴。

(2) 調停制度につき、ベトナムにおいては、令和3年1月1日に「裁判所における調停・対話法」⁵が施行され、裁判所への訴状提出後受理前に当事者双方が同意した場合、裁判所内で民事、婚姻家庭、経営、商事、労働の各事件につき調停、行政事件につき対話（民事事件等における調停に相当するもの）の手続を開始し、調停又は対話が成立した場合、裁判所（裁判官）がそれを承認するという手続が導入されたことから、調停・対話法の下で調停又は対話の適正な運用を図ることが喫緊の課題となっている。そのため、ベトナム側から、調停に関するスキル（当事者への説得の技法や調停調書の作成、承認の検討方法等）の向上、調停人へのトレーニングの方法、規律の在り方等につき、日本での調停実務に関する知見の共有の求めがあり、現行プロジェクトの継続課題として扱われてきている⁶。

(3) 以上の2つの最優先課題に加えて、今年度は、ベトナム側から、近時の専門裁判所の新設に伴い、日本の知見の提供を求められた。すなわち、ベトナムでは、令和6年、人民裁判所組織法が改正され、行政事件、知的財産事件、破産事件を専門に扱う、行政専門第一審人民裁判所、知的財産事件専門第一審人民裁判所、破産専門第一審人民裁判所の設立が予定されることとなった⁷。そのため、ベトナム側から、これらの専門第一審人民裁判所を運営していくに当たり、日本の行政事件専門部、知的財産専門部及び破産事件専門部の任務や権限（担当する事件の内容）、審理運営の手法等の知見を得たいとのことであった。

2 そこで、前記1(1)ないし(3)の諸点について、日本側講師による講義及び意見交換や裁判所訪問（概要説明や施設見学等）を通じてベトナム側が求める知見を提供するべく、今般の本邦研修を実施することとした。

なお、前記1記載のとおり、現行プロジェクトの終期は令和7年12月であり、本稿執筆時点において、次期プロジェクトの実施の有無及びその開始時期は定まっていない。したがって、平成8年からの約30年間、間断なく実施されてきたベトナム法制度整備支援プロジェクトは、一時休止する可能性が高い情勢にある。本研修は、当部が関与するベトナム法制度整備支援プロジェクト本邦研修の、現時点での最終回に当たる⁸。

⁴ 「判例の選定、公布、適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」に基づくベトナムの判例制度の関連資料として、酒井直樹・鎌田咲子「ベトナム判例制度の実情及び展望」ICD NEWS第73号（2017年12月号）29頁以下、枝川充志・黒木宏太「ベトナムの判例についての覚書(1)－判例制度の現状と今後の課題－」同第88号（2021年9月号）9頁以下、同「ベトナムの判例についての覚書(2)－民事判例について－」同第89号（2021年12月号）27頁以下及び同「ベトナムの判例についての覚書(3)－刑事判例について－」同第91号（2022年6月号）20頁以下を参照されたい。

⁵ 2020年「裁判所における調停・対話法」につき、JICAベトナム六法掲載の日本語訳（https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_58_2020_QH14.pdf）を参照されたい。

⁶ 現行プロジェクト下における調停・対話法に関するこれまでの運用支援状況につき、曾我学・坂本達也「ベトナム：調停セミナーの実施について」ICD NEWS第94号（2023年3月号）106頁以下を参照されたい。

⁷ 「人民裁判所組織法」（2024年改正後のもの）につき、JICAベトナム六法掲載の日本語訳（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/_icsFiles/afieldfile/2025/03/28/jinmin-saibansyo-soshikihou2024.pdf）を参照されたい。特に、専門第一審人民裁判所につき、同法4条1項d）、62条、63条及び82条を参照されたい。

⁸ 当部が実施に関与しないが、最高人民検察院（SPP）との関係での本邦研修が、令和7年8月頃に予定されている。

- 3 本研修の参加者は別添1のとおりであり、本研修の日程は別添2のとおりである。

第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

1 導入講義（日本の裁判所と専門部について）

本研修最初の講義では、当職が、日本の裁判所制度（裁判所の組織概要、審級等）や裁判手続の概要、大規模裁判所における専門部の種類と概要等について紹介し、本研修の導入となる講義とした。

研修参加者にはS P C勤務の裁判官又は裁判所職員が多く含まれていたためか、日本の最高裁判所の組織機構や、最高裁判所調査官制度について問う質問が多く出された。また、裁判手続に関しては、日本の民事裁判における和解又は調停の手続への関心が高く、多くの質問がなされた。総じて、初日から予定時間を超過するほど、非常に質疑応答が盛り上がり、研修参加者の本研修への関心の高さがうかがわれた。

2 判例制度に関するベトナム側発表及び日本側講義等

本研修の2日目は、前記最優先課題の1つである判例制度を取り上げる日とした。

まず、午前中に、研修参加者であるグエン・ディン・ティエン商事・破産・労働・家庭・少年判決監督検討審査局副局長から、「ベトナムにおける判例制度の課題とその解決策の提案」と題する発表をしていただいた。発表においては、ベトナムでは、前記判例制度の実施から10年程度が経過し、現在72件の判例が公表されていること⁹等、判例制度の現状について言及があった上で、①裁判官の間で、いまだ判例に対する認識が正確でなく、十分でないこと、②裁判官に、判例の適用等への関心がまだ不足していること、③裁判官の判例適用のスキルにも不足があること、④判例の「精神」を適用することはあっても判例自体を適用することをためらう傾向にあること、⑤判例を誤って適用する例があることなどの、課題分析が述べられた。

午後は、当職が講師役を務め、上記のようなベトナムの課題、特に判例適用のスキルに関する課題を意識しつつ、日本の裁判官による判例の考え方についての講義を実施した。具体的には、刑事訴訟法400条ただし書についての一連の最高裁判例群を素材にして、判例の読み方や射程の捉え方等を解説した。研修参加者からは、法理判例と事例判例の区別につき、ベトナムと日本の比較を問う質問やコメントがあった。また、ベトナムにおける将来の判例制度の発展を見据えて、判例の変更というトピックも取り上げたところ、この点は多くの研修参加者の関心を惹いたようであった。

3 調停制度に関するベトナム側発表及び日本側講義等

本研修の3日目は、前記最優先課題の1つである調停制度を取り上げる日とし、草

る。
⁹ 本稿執筆現在において公布済みの判例72件については、JICAベトナム六法（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/1547531_2071.html）に日本語訳が掲載されている。

野芳郎弁護士（元広島高等裁判所部総括判事）を講師としてお招きした。

まず、午前中に、研修参加者であるグエン・ヴァン・ヴ行政判決監督検討審査局副局長から、「ベトナムにおける調停制度の課題とその解決策の提案」と題する発表をしていただいた。発表においては、前記「調停・対話法」実施後、数年が経過し、調停・対話制度において55万件の事件が取り扱われるなど、かなり大きな効果を発揮していること等、調停・対話制度の現状について言及があった上で、①能力・スキルのある調停人が採用できていないことや、②物質的利益を求めるのではなく、精神的利益を求める紛争で、調停・対話の成立が困難になることなどの、課題分析が述べられた。

午後は、上記のようなベトナムの課題、特に調停人のスキルや調停の技法に関する課題を意識しつつ、草野弁護士に、①日本の裁判所調停の仕組みと②和解技術論の、大きく2つのテーマで、講義を実施していただいた。日本の裁判所調停の仕組みに関し、民事調停で合意が成立しない場合にも裁判官が必要な決定をできる法制度（民事調停法17条の決定）が多く研修参加者の関心を惹いたようであった。その他にも、家事事件における和解の方法や、具体的な和解技術について、多くの質問やコメントがあった。

4 知的財産高等裁判所への訪問

本研修の4日目以降は、ベトナムの専門第一審人民裁判所新設に伴う課題に対処するため、日本の裁判所専門部等への訪問や講義を実施した。

まず、知的財産高等裁判所への訪問では、知的財産高等裁判所本多知成所長への御挨拶、法廷見学の後、本多所長及び同高等裁判所水野正則判事、伊藤清隆判事、天野研司判事から、知的財産高等裁判所の概要説明（知的財産訴訟の管轄、調査官制度や専門委員制度等の説明を含む。）及び質疑応答を実施いただいた。研修参加者からは、知的財産専門第一審裁判所を創設しようとしているベトナムの現在の状況を踏まえ、知財事件を担当する裁判官の研修方法から日本の知的財産高等裁判所の制度の課題に至るまで、幅広い質問があった。

5 倒産部に関する講義

続いて、日本の裁判所の倒産部に関する講義を実施するため、かつて東京地方裁判所で、破産・再生部の部総括判事を務められた園尾隆司弁護士（元東京高等裁判所部総括判事）を講師としてお招きした。

園尾弁護士からは、日本の破産法の歴史に遡り、倒産法及び倒産実務の変遷と裁判所及び管財人弁護士の役割の変化等について、骨太な御講義を実施していただいた。研修参加者は、日本の倒産法や倒産実務に大きな関心を抱いたようであり、民事再生・会社更生手続と破産手続の関係、破産管財人と裁判官の連携、少額管財の運用の仕組みや実情等、非常に多くの質問が出された。

6 最高裁判所表敬訪問

本研修の5日目の午前に、最高裁判所を訪問し、今崎幸彦最高裁判所長官と岡正晶最高裁判所判事を表敬訪問させていただいた。今崎長官及び岡判事には研修参加者を歓迎いただいたほか、最高裁判所事務総局秘書課の御担当者により、最高裁判所内の御案内をいただいた。

7 東京地方裁判所行政部への訪問

続いて、東京地方裁判所民事第3部（行政部）を訪問し、法廷見学の後、同部の篠田賢治部総括判事及び高部祐未判事から、行政部が取り扱う典型的な事件類型や、行政事件の審理及び判断の特徴等について御講義をいただいた。研修参加者からは、ベトナムにはない住民訴訟の制度についてその詳細を問う質問や、行政訴訟における指定代理人の制度、行政機関と裁判の執行の関係等について、種々の質問が出された。

第4 おわりに

判例制度及び調停制度の適切な運用については、現行プロジェクトにおける最高人民裁判所の最優先課題として、過去数年にわたり、最高人民裁判所の本邦研修で取り上げられてきたが、今回の本邦研修は、日本側からの知見の提供を行う前に、まずはベトナム側から、相応の時間を割いて、現在の判例制度又は調停制度の課題とその解決策についての発表をしていただいたことに特色がある。このような発表を先行することによって、ベトナム側が自らの課題と考える内容を日本側講師が把握でき、それを踏まえた知見を提供できたため、意義のある活動になったものと思われる。

専門第一審人民裁判所の審理運営の手法等については、日本の裁判所を実際に訪問し、専門訴訟を担当する現役の裁判官らから講義を実施していただき、又は専門訴訟について見識が深い元裁判官に講義を実施していただいたことにより、特定の訴訟類型を専門的に取り扱う裁判所又は裁判部を長く運営してきた日本側の知見を、先方に存分に提供することができた。いずれの訪問又は講義においても質疑応答が非常に盛り上がり、またその質問内容も、各専門訴訟分野の内容に応じて、その特色をよく踏まえたものであることが多かった。もっとも、専門裁判所の運営を検討する以前に、そもそもその分野についての実体法の知識が十分でないように思われる質問も散見され、専門第一審人民裁判所の設立及び運営を円滑に進めるには、なおフォローアップが必要であるように感じられた。

さて、平成6年に始まった法務省のベトナムに対する法制度整備支援は、平成8年以降はJICAによる技術協力プロジェクトへの協力を中心的な活動とし、当部は、今日に至るまで、現地に派遣された数多くの長期専門家（検察官、裁判官、行政官出身者）の給源となるとともに、多数の現地活動や本邦研修を実施してきた（本研修の標題に明らかなおとおり、法務省により実施された本邦研修は実に74回を数える。）。現在に至るまでの約30年間に、JICAプロジェクトによって実施された支援は、基本法の起

草、運用改善や人材育成に至るまで、非常に幅広い内容であり、その成果も枚挙に暇がない¹⁰。一方で、冒頭に記載したとおり、現行プロジェクトの終期である本年末以降、JICAによるベトナムに対する法制度整備支援プロジェクトは一時休止する可能性が高い情勢にある。一教官として、本研修は、当部が関与するものとしては、ベトナムに対する事実上最後の本邦研修になるかもしれないとの思いで、研修準備を進めてきた。現行プロジェクトでは、カウンターパート機関によっては、先方が日本側に知見の提供を求める内容と、日本側の専門家が実際に提供可能な知見の内容をすり合わせることに工夫を要することがしばしばあるように仄聞するが、SPCとの関係では、先方の問題意識と日本側の知見の提供内容が比較的良好にかみ合ってきたように思われるところであり、本研修もまた、カウンターパート機関の最優先課題に応じた知見を提供することを主眼とする現行プロジェクトの在り方に照らし、その集大成にふさわしい研修になったように思われる。実際、最終日の総括質疑においては、本研修において当部が提供した内容が非常に有益なものであったとのコメントが団長から述べられた。

最後に、本研修で講師を務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた各裁判所の担当者の方々、JICA長期専門家として現地派遣中の塚原正典専門家、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げたい。

¹⁰ 4年前の記事であるが、これまでのJICA技術協力プロジェクトによるベトナム法制度整備支援の概要をまとめたものとして、河野龍三「ベトナム支援について～概説記事～」ICD NEWS第87号（2021年6月号）23頁以下を参照されたい。



ベトナム側発表の様子



日本側講義の様子



集合写真

第74回ベトナム法整備支援本邦研修(最高人民裁判所)

1	ダオ・ティ・ミン・トウイ	
	Ms. DAO Thi Minh Thuy	
	最高人民裁判所判事	Justice of the Supreme People's Court
2	ホアン・ティ・トウイ・ヴィン	
	Ms. HOANG Thi Thuy Vinh	
	最高人民裁判所法制・調査管理局副局長	Deputy Director-General, Legal Affairs and Research Administration Department, Supreme People's Court
3	チャン・クオック・ハイン	
	Mr. TRAN Quoc Hanh	
	最高人民裁判所民事判決監督検討審査局副局長	Deputy Director-General, Department for Cassation Review and Examination of Civil Judgments, Supreme People's Court
4	グエン・ヴァン・ヴ	
	Mr. NGUYEN Van Vu	
	最高人民裁判所行政判決監督検討審査局副局長	Deputy Director-General, Department for Cassation Review and Examination of Administrative Judgments, Supreme People's Court
5	グエン・ディン・ティエン	
	Mr. NGUYEN Dinh Tien	
	最高人民裁判所商事・破産・労働・家庭・少年判決監督検討審査局副局長	Deputy Director-General, Department for Cassation Review and Examination of Commercial, Bankruptcy, Labor, Family and Juvenile Judgments, Supreme People's Court
6	グエン・ニュー・タン	
	Mr. NGUYEN Nhu Thang	
	最高人民裁判所刑事判決監督検討審査局副局長	Deputy Director-General, Department for Cassation Review and Examination of Criminal Judgments, Supreme People's Court
7	レ・ティ・マイ	
	Ms. LE Thi Mai	
	ハノイ市高級人民裁判所判事	Judge, High People's Court of Hanoi
8	チャン・ドウック・キエン	
	Mr. TRAN Duc Kien	
	ダナン市高級人民裁判所判事	Judge, High People's Court of Da Nang
9	グエン・ヴァン・フン	
	Mr. NGUYEN Van Hung	
	ホーチミン市高級人民裁判所判事	Judge, High People's Court of Ho Chi Minh City
10	グエン・ハー・ニャット・アイン	
	Ms. NGUYEN Ha Nhat Anh	
	最高人民裁判所国際協力局職員	Official, International Cooperation Department, Supreme People's Court

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor

樋口 瑠惟 (HIGUCHI Rui)

国際専門官 / International Affairs Officer

神谷 哲夫 (KAMIYA Tetsuo)

第74回ベトナム法整備支援本邦研修（最高人民裁判所）日程表

【令和7年4月13日（日）～22日（火）（移動日を含む。）】

[担当：樋口教官、国際専門官]

月 日	曜日	午前		休憩等	午後		備考	
4 ／ 日	13	【入国】						TIC泊
4 ／ 月	14	10:00 JICAオリエンテーション JICA東京センター（TIC）		12:00	14:00 国際協力部 オリエンテーション	14:30 15:00 【講義・意見交換】 導入講義「日本の裁判所と専門部の仕組み」 国際協力部教官 樋口瑠惟	17:00	TIC泊
4 ／ 火	15	10:00 【ベトナム側発表・講義・意見交換】 「ベトナムにおける判例制度の課題とその解決策の提案」 国際協力部教官 樋口瑠惟		12:00	14:00	17:00 【講義・意見交換】 「日本の判例制度について」 国際協力部教官 樋口瑠惟		TIC泊
4 ／ 水	16	10:00 【ベトナム側発表・講義・意見交換】 「ベトナムにおける調停制度の課題とその解決策の提案」 草野芳郎 元広島高等裁判所部総括判事		12:00	14:00	17:00 【講義・意見交換】 「日本の調停制度について」 草野芳郎 元広島高等裁判所部総括判事		TIC泊
4 ／ 木	17	10:00 知的財産高等裁判所訪問 （施設見学及び説明、知財高裁及び地裁知財部の職務に関する講義） 東京地方裁判所（中目黒）		12:00	12:30 【所長主催意見交換会 ・写真撮影】 法曹会館・赤れんが	14:00 15:00 【講義・意見交換】 「日本の裁判所の倒産部について」 園尾隆司 元東京高等裁判所部総括判事 法務省赤れんが棟	17:00	TIC泊
4 ／ 金	18	10:20 最高裁判所訪問 （表敬訪問・施設見学） 最高裁判所		11:40	14:00	16:00 東京地方裁判所（行政部）訪問 （施設見学及び説明、地裁行政部の職務に関する講義） 東京地方裁判所（霞ヶ関）		TIC泊
4 ／ 土	19	休務日						TIC泊
4 ／ 日	20	休務日						TIC泊
4 ／ 月	21	10:00 【総括質疑】 塚原専門家、国際協力部教官 「プロジェクトの取りまとめに向けて」	11:00 11:00 【評価会・修了式】	12:00	資料整理			TIC泊
4 ／ 火	22	国際法務総合センター						TIC
4 ／ 火	22	【出国】						